

令和8年9月3日

お客さま各位

「お客さまの情報」の定期的な確認へのご協力のお願い

犯罪収益移転防止法および金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、金融機関に求められております「お客さまの情報」の定期的な確認について、本年も対象のお客さまには、下記の通り、そのご案内を二つ折り形式のはがき（以下「はがき」といいます。）で発送させていただきます。

「はがき」を受け取られたお客さまにおかれましては、何卒、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 「はがき」のサンプル

表面	裏面
宛 名 お取引をいただいているお客さまへ大切なご案内です  青和信用組合 【差出人・返還先】 差出人 125-0054 東京都葛飾区高砂2-40-4 青和信用組合 本部  湿っている場合は完全に乾かしてから開封ください。	信用組合とお取引をいただいているお客さまへ「お客さまの情報」の定期的な確認についてご理解とご協力をお願いいたします。 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください。 近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。 各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。 この対策の一環として、信用組合を含む各金融機関では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取組み（※）について、それぞれ所定の方法により順次行っております。 （※）既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みです。 このようにお客さま一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれないように金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さま方の安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。 お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、信用組合からの「お客さまの情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。 最近色々な方法でお客様の情報を取得しようとする詐欺の手法が発生していますので、もしも不審な点がある場合には、お取引店にご照会いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 信用組合 金融庁 Financial Services Agency

2. ご注意

本件の確認も同様ですが、当組合の職員や警察官などが、お客さまの暗証番号やパスワードをお聞きすることはございません。

万が一、それらを聞かれた場合は、詐欺なのでご注意ください。

3. ご回答方法など

スマートフォンやタブレットをお持ちの方は、「はがき」の内側に記載のQRコードから専用サイトにアクセスいただき、ご回答をお願いいたします。

スマートフォン等をお持ちでない方や期限までにご回答がなかったお客さまにつきましては、ご来店やお取引の際にお声がけをさせていただきますので、その際には、お手続きへのご協力をお願い申し上げます。

また、ご回答にご不安の方は、ご来店によるお手続きもできますので、ご遠慮なくお取引店までお申し付けください。

4. よくあるご質問（FAQ）

Q 1. 「はがき」が送られてきたが、本当に青和信用組合から送付されたものなのか？

A 1. はい。当組合から送付させていただきました。

Q 2. 青和信用組合に口座がある家族には「はがき」は届いていません。なぜ、自分だけに届いたのですか？

A 2. 前回の確認から所定の期間経過したお客さまを対象に送付しております。お取引の際に確認させていただくこともございますので、皆さま一律のタイミングにはならないものです。

Q 3. 回答は必ずしなければならないのか？

A 3. 金融機関をご利用される皆さまの安全・安心にも繋がる取り組みですので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

青和信用組合 お客さまの情報確認担当

電話：0120-493-554

【受付時間：平日9時～17時】